(5) 推進体制の整備等 ①多文化共生施策の推進体制の整備 92. 四日市市 多文化共生推進に係る庁内外の連携体制の整備 236 93. 倉敷市 倉敷•高梁川流域外国人相談窓口 238 94. 佐賀県 県と市町が連携した「地域日本語教室」の普及拡大 240



No.92 四日市市 [三重県] 多文化共生推進に係る庁内外の連携体制の整備

Keywords: 地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

四日市市では平成2年の出入国管理及び難民認定 法の改正以降、南米出身の日系外国人住民が急増し た。特にUR賃貸住宅や県営住宅がある市南西部の笹 川地区に外国人住民が集住し、言語や文化、生活習 慣の違いなどから、様々な問題が発生していた。

こうした状況を受けて、市では多文化共生施策を推進するため、平成 16 年 3 月に「四日市市国際共生推進プラン」を策定するとともに、住民に身近なところで多文化共生を推進する拠点として、旧笹川警察官駐在所を改装し、同年 10 月に「四日市市国際共生サロン」(現多文化共生サロン)を設置した。



取組内容

市では、平成22年5月に「四日市市国際共生推進プラン」を改正して、新たに「四日市市多文化 共生推進プラン」を策定し、外国人が集住し、地域で多文化共生に取り組んできた笹川地区を多文 化共生モデル地区として位置づけた。平成23年4月には、庁内に多文化共生推進室を設置し、同 室が中心となり、庁内外での多文化共生推進に関する連携体制の整備を進めた。

庁内の連携体制としては、多文化共生に係る施策について情報を共有し、関係部局間の緊密な連携及び協力を確保することで庁内が一丸となって施策を推進していくことを目的として、「多文化共生推進本部会議」(部長級)及び「多文化共生推進本部幹事会」(課長級)を設置した。また、職員研修では市における外国人住民の状況や、多文化共生に関する取組をテーマとした研修を実施している。その他、市が策定した「通訳のガイドライン」に基づく通訳担当の市職員等を対象にした研修や、窓口職員を対象にした「やさしい日本語」を用いた窓口対応等の研修を実施し、関係職員が多文化共生施策を遂行する上で、必要な知識・技能の習得に努めている。

庁外との連携体制としては「多文化共生推進協議会」及び「笹川地区多文化共生推進会議」を設置した。前者は、学識経験者、外国人住民、関係機関(自治会、商工会議所、公共職業安定所、警察、教育委員会)の代表者で構成されており、多文化共生に係る施策等の協議や情報交換、連絡調整などを行っている。後者は、市、市教育委員会、三重県、県教育委員会、UR 都市機構、笹川地区関係者(自治会、地区協議会、安全なまちづくり委員会等)の代表者で構成されており、多文化共生モデル地区である笹川地区における地域の生活を取り巻く環境や施策の課題などについて協議を行っている。

取組内容 (続き)

さらに、①外国人住民の声を施策に反映するための「多文化共生推進市民懇談会」、②市教育委員会主催で、外国にルーツを持つ子供たちの幼稚園・小中学校への受入れや、受入れ後の学力保障、進路指導等について基本的な考え方や方策を検討するための「外国人幼児児童生徒等教育検討委員会」、③四日市公共職業安定所主催で、同所管内における日系人不就労者等の状況や、就職関連情報等を把握し、市、中学校、労働基準監督署、自治会等と意見交換や情報共有を行う「日系人就業支援連絡会議」も設置されている。

取組のポイント

■ 庁内外の複数会議体における多文化共生施策の検討

庁内、庁外での取組の推進に当たっては、いずれも多文化共生施策に関連する様々な立場の部署や機関の情報共有、連絡調整の場を設けた。これらの会議体を通じて、平成28年12月に改訂され

た「四日市市多文化共生推進プラン」に基づく多文化 共生施策の推進について、関係機関が連携して様々 な取組を進めている。

■ 特定テーマについての会議体の設置

教育や就労など重要な特定テーマに関する会議体が 設置され、教育委員会や公共職業安定所との連携体 制が整備されたことで、よりきめ細かな多文化共生施策 の実施に資している。



▲四日市市多文化共生サロンの外観

取組による成果・今後の展望

多文化共生の推進に係る庁内外の連携体制が整備され、その中で把握された課題に対応した施策を多文化共生サロンにおいて地域と一体となって進めている。また、自治会への加入や地域活動への参画の働き掛けなどに取り組んでおり、これらの結果、外国人住民の日本語能力の向上、外国人住民と日本人住民との交流の増加、地域活動への外国人住民の参画など、一定の成果が得られた。四日市市では、多文化共生モデル地区だけでなく、市内全域で外国人住民が増加傾向にあるた

め、今後はモデル地区における取組の成果を市内全域に波及させる取組が必要となっている。

四日市市 多文化共生推進室

TEL: 059-354-8114



No.93 倉敷市 [岡山県] 倉敷·高梁川流域外国人相談窓口

Keywords: 多言語対応、相談窓口、地方公共団体間の広域連携、ICT の活用

背景

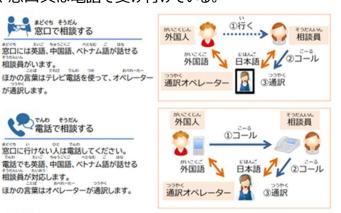
高梁川流域の7市3町は、平成27年度から「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」の下、圏域全体の生活関連機能サービスの向上などの様々な取組を推進してきた。圏域に在住する外国人住民の割合は総人口の1.53%と、全国平均は下回るものの、近年増加傾向にある。外国人住民の増加に対応するための多言語相談窓口の設置の必要性が認められるようになる中、多言語相談窓口を圏域へのサービス向上の施策として位置づけた上で、倉敷市で新たに設置する外国人相談窓口(以下「相談窓口」)を、連携中枢都市圏事業の一環として圏域の外国人住民からの生活全般の相談に幅広く利用できるようにすべく検討した。



取組内容

令和 2 年度に開始した「第 2 期高梁川流域圏成長戦略ビジョン」で、平成 31 年 4 月の出入国管理及び難民認定法の改正(在留資格「特定技能 1 号・2 号」創設等)により外国人が急増したことを受け、相談窓口の設置が具体的対応策の一つとされ、令和 2 年 10 月、倉敷市に設置された。相談窓口では、外国人住民からの生活相談を、窓口又は電話で受け付けている。

対応言語は計 13 言語である。窓口での相談の場合は、英語・中国語・ベトナム語については相談員が直接対応するが、その他10 言語については、窓口の相談員から呼び出された外部の通訳オペレーターがタブレット端末のテレビ電話から参加して、リアルタイムに遠隔通訳を行う。これにより、通訳オペレーターによる遠隔通訳を介して相談員と外国人住民がやり取りすることができる。



▲遠隔通訳を介した相談の体制(リーフレットより抜粋)

取組内容(続き)

一方、電話での相談の場合は、相談員が対応可能な 3 言語については直接対応するが、その他の言語については、外国人住民、相談員、通訳オペレーターの 3 者間通話に切り替えることによって、通訳オペレーターによる遠隔通訳を介した多言語での相談が可能になる。

この相談窓口は倉敷市だけでなく、圏域の7市3町(取組のポイント参照)に住む外国人住民が利用できる。

なお、この相談窓口は、出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用して設置しており、設置・運営に係る経費は同交付金の申請主体である倉敷市が全額負担しているため、他の市町に運営費用は発生していない。

取組のポイント

■ 圏域での相談窓口の実現

本事例は、広域連携による外国人相談窓口として、連携中枢都市圏ビジョンの具体的取組に掲げて実施された。圏域連携によって外国人相談対応という圏域の共通課題を、市町を超えて解決することができた。また、近隣市町を含む広域での外国人住民の動向や課題の把握にも寄与し、相談事例の集積は相談対応の質の向上にもつながる。

■ 遠隔システムの活用による言語と距離の壁の解消

圏域内であれば、最寄りの市町庁舎まで往訪すれば、タブレット端末を活用したテレビ電話によって、多言語でお互いの表情を見ながらリアルタイムに相談に対応できる環境が提供される。その結果、外国人住民がいつでも身近な場所で、母国語で相談ができるようになるとともに、窓口の職員が外国語を話せない場合でも相談者とのやり取りが可能となった。



取組による成果・今後の展望

令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの相談件数は 137 件で、うち相談窓口への往訪が約 6 割、電話が約 4 割であった。市町別では倉敷市在住の外国人が約 8 割を占め、残りの約 2 割が他市町からの利用であった。

倉敷市 国際課

TEL: 086-426-3015

URL: https://wp.welltool.jp/kurakoku/(取組紹介HP)



No.94 佐賀県 県と市町が連携した「地域日本語教室」の普及拡大

Keywords: やさしい日本語、日本語学習支援、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

平成 27 年度に佐賀県が東京外国語大学とともに行った「佐賀県における多文化共生に関する調査」の結果、外国人との接点が少ない人ほど外国人に対して戸惑いを抱いていることが分かった。

県では、以前も市町や企業を訪問し、外国人の就 労や生活の実態把握を行っており、その中でも外国 人・日本人双方の地域住民から、コミュニケーションが 円滑に図れず不安を抱えているとの声が上げられてい る。このため、地域において外国人と日本人とのコミュ ニケーションが円滑に図れる環境づくりが重要と考え、 県では平成 30 年度から、市町の理解を促しながら、 「地域日本語教室」を拠点とした多文化共生の地域 づくりを推進してきた。



取組内容

県は、市町における地域日本語教室の空白地域を解消するため、県として広域的な観点から、文化庁の「地域日本語教育スタートアッププログラム」(以下「プログラム」という。)を活用し、地域日本語教室の設置に向けた市町の理解促進に努めるとともに、地域日本語教室未設置の市町と協働で様々な事業を展開している。令和3年度までに県及び県下6市町がプログラムの採択を受けており、最長3年間にわたって文化庁から派遣されたアドバイザー(専門家)から、地域の実情に沿った日本語教室設置のためのアドバイスを受けることができる。

また、県は年に 1 回、地域日本語教室未設置の市町の担当者向けにプログラムの説明会を実施している。 説明会では、県内市町に派遣されたプログラムのアドバイザーによる国の多文化共生施策や日本語教育に関する法令の講義や、アドバイザーを交えてのワークショップなどを実施し、地域での日本語教育と多文化共生につ



▲吉野ヶ里町との共催で実施したやさしい日本語講座の様子

いて市町職員の理解を深める機会を作っている。これらの取組に際しては、文化庁から他県の事例の情報提供や事業進捗についてのアドバイスなどの協力を得ている。

そのほか、地域日本語教室の設置に関心のある市町において、試験的に「やさしい日本語」講座を県と市町で共催している。

■ 日本語教室の設置促進に向けた市町職員への啓発

県では、日本語教室を、外国人住民が日本語を学ぶ場であると同時に、地域や人を知り、地域の一員となるための重要な場であると考えている。そのため、日本語教室をボランティア活動に委ねるばかりでなく、これからの多文化共生の地域づくりに向けた主要な取組として、各市町の施策に位置づけることを目指している。

このような意識から、県は市町職員に対する「やさしい日本語」研修の開催や外国人住民と触れ合う機会の提供、多文化共生に関する市



▲多文化共生に関する市町連絡協議会での 日本語教室の先行設置市町の事例の共有の様子

町連絡協議会(県内市町の担当部署間の会議)での先行設置市町の事例の共有等を通じて、市 町職員の多文化共生の意義や日本語教室の必要性への理解促進に取り組んでいる。

取組による成果・今後の展望

県から市町に地域日本語教室設置を働き掛けた結果、令和3年7月時点で全20市町のうち、市町が予算化し直営する地域日本語教室は5市町で、設置に向けて取り組んでいるところが4市町となっている。ボランティアのみで運営している市町を含めると県内の15の市町で地域日本語教室が設置又は設置に向けて検討が進んでおり、設置に向けた検討が進んでいない未設置地域は5市町となっている。

県では市町との連携や支援の在り方等について検討を重ねながら、市町における取組の推進を積極的に支援していくこととしている。あわせて、行政、地域、企業等におけるトップ層やキーパーソンの理解醸成や、地域における多文化共生の担い手の育成などにも力を入れていくこととしている。

佐賀県 国際課

TEL: 0952-25-7328

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo nihongo/kyoiku/kuhakuchiiki k

yogikai/r02 hokoku/pdf/92718801 04.pdf (取組紹介 HP)

(5) 推進体制の整備等 ②多文化共生の推進に係る指針・計画の策定 95. 越前市 越前市多文化共生推進プランの策定 244 96. 袋井市 ふくろい多文化共生のまちづくり計画の策定 246 97. 京丹後市国際交流協会 外国人散在地域での「多文化共生推進プラン」策定 248



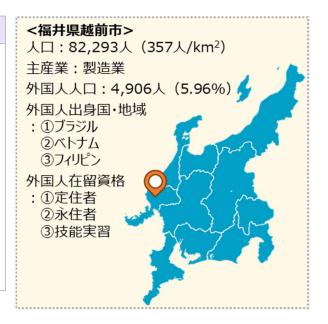
No.95 越前市 [福井県] 越前市多文化共生推進プランの策定

Keywords: 多言語対応、やさしい日本語、地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

越前市では、総人口に占める外国人住民の割合が5%超と全国的に見ても高い水準にある。また、滞在期間も長期化する傾向にあり、今後も更なる外国人の増加が予想される。

外国人が住民として定住化する中で、言語の壁や 文化の違い等に起因する保育、教育、災害対策を はじめとする生活全般にわたる課題が生じてきたことか ら、市は外国人を「労働者」と捉えるだけではなく、 「生活者・地域住民」として認識し、外国人対策から 多文化共生へと施策の転換に踏み切ることとした。



取組内容

平成31年、越前市は、「いろいろな国の人たちが、お互いに認めあい、お互いに支えあい、郷土への愛着をもって共に創り上げる住み良いまち 越前市」を基本理念とする「越前市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。

プランの策定に当たっては、市の市民自治推進課(現市民協働課)が中心となって、外国人住民から実際の声を聞き取る「外国人市民地域ミーティング」や外国人住民へのアンケートを実施し、市への要望や生活上の困りごとを収集した。その結果を踏まえ、庁内ワーキンググループにおいてプランの素案を作成し、学識経験者・市民・関係機関(市教育委員会等)で構成される越前市多文化共生推進プラン策定委員会において審議した。

プランでは「多文化共生社会の実現に向けた啓発」、「子育て教育環境の充実」の 2 つの取組を重点施策として掲げている。

また、プランの概要版を、やさしい日本語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語で作成し、市のホームページで公開している。



▲越前市多文化共生推進プラン (表紙)

- 市内企業との連携による外国人住民の意見収集 プランの基本理念や目的、具体的な施策に外国 人住民の声を反映するため、外国人を多く雇用す る市内企業 4 社に協力を依頼し、その従業員に 「外国人市民地域ミーティング」への出席やアンケー トへの回答を依頼した。ミーティングには延べ 70 人 以上が参加し、アンケートでは全外国人住民の 10%超に当たる 509 件の回答が得られた。
- 庁内におけるプラン推進体制の整備 プランに定められたそれぞれの施策の担当課は、 年度初めに各施策の取組状況や進捗をダイバーシ

▲外国人市民アンケートの結果概要 (一部抜粋)

ティ推進室に報告している。同室は各課の取組を取りまとめて進捗管理を行い、課題のある施策については情報共有するなど、庁内で連携を図っている。

また、外国人住民、外国人を多く雇用する企業、学識経験者、市の国際交流協会等で構成される研究会を設置し、この研究会の下に設けられた3つの分科会(「コミュニケーション」、「保育環境」、「児童生徒教育環境」)において、産官学民が一体となって、プランに掲げられている中長期的な課題を検討している。

取組による成果・今後の展望

プランに基づき、令和元年度は、市の新たな施策として庁内の相談窓口における多言語翻訳機の 導入や、医療機関等が多言語翻訳機を購入する場合の補助制度の創設、ミニワールドカップフットサル交流大会の開催等により、多文化共生の理解と交流を促進した。また、市内公立小中学校における外国人児童生徒への学習支援員の増員や、行政情報の多言語化の拡充等も図っている。

越前市 ダイバーシティ推進室

TEL: 0778-22-3293

URL: http://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/tabunkapuran.html

(取組紹介 HP)



No.96 袋井市 [静岡県] ふくろい多文化共生のまちづくり計画の策定

Keywords: 地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

袋井市ではリーマン・ショックの影響で平成 21 年か ら平成 26 年にかけて外国人住民が減少し続けた が、平成 30 年にはリーマン・ショック直前の水準まで 回復した。市は、外国人住民の更なる増加や居住の 長期化を見込み、外国人住民の地域社会への参画 を通じて多様性を生かし地域の活力を高めるための 施策を講じることとした。

そこで、行政、市民、外国人支援団体、企業等、 外国人住民を取り巻く各主体が多文化共生社会の 実現に向けて担うべき役割を明確にし、着実に施策 を推進するべく、平成 31 年 3 月に「ふくろい多文化 共生のまちづくり計画 | (以下「計画 という。) を策 定した。



取組内容

計画は、市が平成30年5月から8月までにかけて実施し た「多文化共生に関する市民意識調査」及び「外国人市民 実態調査」の結果を基礎とし、外国人住民、学識経験者、国 際交流団体等の代表者、自治会連合会代表者、就労支援 関係者、外国人及び日本人市民の代表者から構成される 「多文化共生推進懇話会」での議論を通じて検討が進めら れ、平成 31 年 3 月に策定された。

計画では、「市民(日本人・外国人)、地域」、「国際交流 協会・市民活動団体・教育機関等」、「企業・事業所・経営 者等」、「市(行政)」の4者について、多文化共生推進のた めの取組における役割を示した上で、取組の基本方針及び具 体的な取組項目を列記している。

計画の策定後は、多文化共生推進懇話会が進捗状況の 確認や市の施策への意見出しをするとともに、令和 2 年度に 新設された市国際課が、計画に役割が記載されている庁内関



▲多文化共生のまちづくり計画(表紙)

係部署及び庁外関係機関との連絡調整等を担うという体制により、計画を推進している。

■ 外国人住民・日本人住民双方に係る意識調査・実態調査の結果を踏まえた計画策定 「多文化共生に関する市民意識調査」及び「外国人市民実態調査」では、外国人住民と日本人 住民の交流状況や、外国人住民の社会生活・仕事・日本語能力の実態、日本人住民の外国人住

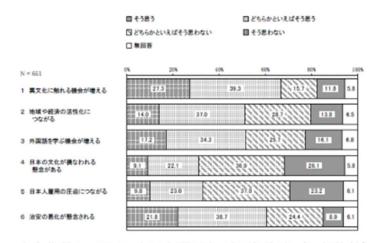
民に対する印象等を調査しており、 本調査の結果が計画の基本理念から個別の取組項目までのエビデンスに なっている。

■ 地域住民に対する取組の周知 計画は市のホームページに掲載するだけでなく、市公共施設で閲覧できるほか、自治会等へ概要版を配布するなどして、住民が計画に触れる機会を作っている。

また、計画に基づく具体的な取組については、市の SNS での情報発信やマスコミへの情報提供を積極的に行っている。

間9 あなたは、地域で暮らす外国人が増えることをどう思いますか。 (それぞれ1つに○)

1 異文化に触れる機会が増える、6 治安の悪化が懸念されるで「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた"そう思う"の割合が高く、6割を超えています。また、4 日本の文化が損なわれる懸念がある、5 日本人雇用の圧迫につながるで「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた"そう思わない"の割合が高く、6割を超えています。



▲多文化共生に関する市民意識調査 結果報告書(一部抜粋)

取組による成果・今後の展望

計画に基づく取組の中でも、市の施設や行政手続等において、多言語及びやさしい日本語での対応が充実してきている。令和 2 年度には特別定額給付金の支給や国勢調査の実施等、全市民が対象となる施策について、多言語及びやさしい日本語のポスターを作成して市内各所に掲出するとともに、日本語学校等で説明会を行った。令和 3 年度は、庁舎案内の多言語化等に取り組んでいる。

袋井市 国際課

TEL: 0538-44-3158

URL: https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/shiseijoho/keikaku hokoku/kanky

o machi/1558585548354.html (取組紹介 HP)



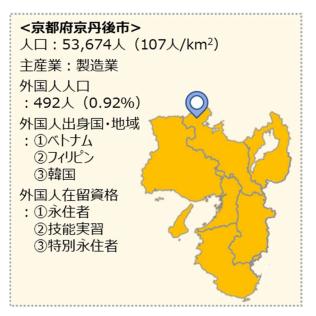
No.97 京丹後市国際交流協会 [京都府京丹後市] 外国人散在地域での「多文化共生推進プラン」策定

Keywords: 地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

平成 20 年に設立された京丹後市国際交流協会 (以下「協会」という。) は、国際交流事業や日本 語教室を実施する中で、市民として地域のために活動したいという外国人住民がいる一方、日本人住民 側は外国人住民を「支援される側」として捉える傾向 があり、外国人住民も地域の担い手であると理解して もらう必要があると考えた。

そのため、まずは京丹後市の多文化共生施策を推進する機運を高めるべく、平成24年から年1回、市職員等を対象に市と協会の共催で「多文化共生研修会」を開催し、多文化共生の理念の浸透を図った。続いて平成25年に、協会が市に対して「多文化共生推進プラン策定についての要望」を提出したことを契機に、市と協会が協力して多文化共生推進プランの策定に着手することとなり、その後はこのプランに基づき、多文化共生施策を実施している。



取組内容

「京丹後市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)は 平成27年に第1次、平成30年に第2次が策定された。いずれ のプランも「外国人を含めた全ての人が真に住みやすいまちづくりの 推進」を目指しており、市総合計画の国際交流・多文化共生・広 域連携に関する分野別計画に位置づけられている。プランは、外国 人住民や学校関係者、外国人雇用企業、自治会などから選出された委員で構成される「京丹後市多文化共生推進プラン策定委 員会」によって策定されている。また、協会は「多文化共生推進プラン策定事務局」として、政府の施策の調査や市民アンケートの実施 及び結果の考察を行い、プランの策定をサポートしている。

また、プラン策定のほか、市内で活躍する外国人住民の活動状況等を市広報で周知するなど、外国人は支援される側ではなく、地域の担い手の一員であるとの理解が進むよう、住民に対して多文化共生の啓発活動を行っている。



■ プランの策定後の検討・評価体制

プランを基に、市が行う各施策に多文化共生という観点を横断的に取り入れ、施策を実現していくため、庁内・庁外での連携推進体制を整備した。いずれも協会は事務局として関わっている。

庁内連携体制としては、庁内各部署の課長級で構成される「多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を毎年開催し、プランに基づく多文化共生施策の進捗や課題を共有している。

また、庁外連携体制としては、プランの実施状況を評価する「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」を設け、毎年評価を行っている。同会議は推進プランに掲げる施策に関係する団体等を代表する者又は当該団体等の推薦を受けた者及び在住外国人の中から市長が委嘱した委員で構成され、プランの推進に必要な施策について意見提出も行っている。実際に、同会議がプランの推進に必要と意見した施策(外国人の子供の居場所づくり、外国人留学生と市内企業との交流会)が実現に至っている。

取組による成果・今後の展望

第1次プラン策定時に行った日本人住民向けのアンケートでは、「今後、市が力を入れるべき取組」 を尋ねた質問で「外国人が地域活動に参加しやすい環境を整える」という回答は 34.2%であったもの

が、第2次プラン策定時のアンケートでは47.3% と増加し、外国人住民が地域の一員として活躍 することを求める機運が日本人住民の間で高まっ ている。

協会では今後、市が重点施策としている移住・ 定住分野において、商工観光部と連携して関西 圏の大学の留学生と市内企業のマッチングなどを 行い、高齢化が進む市への外国人の若者の移住 促進を図り、市の施策に多文化共生の観点から 協力していく方針である。



▲関西大学の留学生へ市内企業紹介の様子

京丹後市国際交流協会

TEL: 0772-69-0120

URL: https://ja-jp.facebook.com/kyotangokia/(取組団体 HP)